

(案)

## 契 約 書

1 工 事 名 愛知総合工科高校自転車置場建設工事

2 路線等の名称 愛知総合工科高校

3 工 事 場 所 名古屋市千種区星が丘山手地内

4 工 期 着手 令和 8 年 月 日  
完了 令和 9 年 3 月 31 日

5 請負代金額 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

6 契約保証金 納付を必要とする。

上記の工事について、発注者 愛知県 と請負者 とは、別添条項によつて請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証するため本書 2 通を作成し、各自 1 通を保管する。

令和 8 年 月 日

発 注 者 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県

代表者 愛知県知事 大村 秀章

請 負 者 (所在地)

(名称及び代表者氏名)

## 特に定めた契約条件

### 1 前金払

愛知県公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第36条第1項の前金払の率は、10分の4とする。

### 2 中間前金払

- (1) 中間前払金の支払請求は、工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その進捗において要した経費が請負代金額の2分の1以上に相当するものでなければすることができない。
- (2) 中間前金払を行う前に請負代金額が減額となった場合は、前払金及び中間前払金の合計額が、請負代金額に10分の6の割合を乗じて得た額を超えてはならない。
- (3) 中間前金払を行う前に部分払を請求した場合は、中間前払金を請求することはできない。

### 3 部分払

中間前払金を請求した場合は、部分払を請求することはできない。ただし、当該年度末において工事を完成させることができなかった場合には、当該年度末に部分払を請求することができる。